

平成二十二年一月二十九日受領
答 弁 第 一 九 号

内閣衆質一七四第一九号

平成二十二年一月二十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出新型インフルエンザワクチン接種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出新型インフルエンザワクチン接種に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

今般の新型インフルエンザのワクチンの接種事業においては、新型インフルエンザによる死亡、重症化のおそれが高い者及びインフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（以下「医療従事者等」という。）を優先接種対象者としているが、これは新型インフルエンザの重篤性が季節性インフルエンザと同程度とされている一方で妊婦や基礎疾患を有する者等は重症化する可能性が高いこと、必要な医療体制を確保する必要があることなどを勘案してのものである。

したがって、御指摘の冬季オリンピック日本代表選手が医療従事者等と同じ意味で優先的にワクチン接種を受けることが望ましい者に当たるとは考えていない。

優先接種対象者に該当する者以外の者に対しては、国内産ワクチンの平成二十二年一月二十九日出荷分の接種が開始される日からワクチン接種を始めることとしているが、各都道府県の判断により、ワクチン接種の状況等を踏まえ、それより前とすることを可能としているところである。御指摘の冬季オリンピック日本代表選手のワクチン接種の状況については、厚生労働省が平成二十二年一月二十二日に財団法人日

本オリンピックピック委員会に確認したところ、同委員会が把握している限りでは、既に三十三名がワクチン接種を受けているとのことであった。

三及び四について

お尋ねの諸外国におけるオリンピックピック代表選手に対する新型インフルエンザワクチンの接種の状況については把握していない。